

## 資料 59-2

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び  
貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正に  
ついて

(諮問第1176号)

### <目 次>

資料 59-2-1 諮問書

資料 59-2-2 説明資料

資料 59-2-3 標準信書便約款の改正案

- ・一般貨物自動車運送事業者用
- ・貨物軽自動車運送事業者用

資料 5 9 - 2 - 1



諮問第 1 1 7 6 号  
平成 3 1 年 2 月 2 5 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真敏

諮 問 書

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）  
第 3 3 条第 3 項の規定に基づき、標準信書便約款の一部を別紙のとおり  
変更することとしたい。

上記について、同法第 3 8 条第 4 号の規定に基づき諮問する。

標準信書便約款の一部改正について  
(一般貨物自動車運送事業者用及び貨物軽自動車運送事業者用)

平成31年2月25日  
総務省

# 標準信書便約款の改正について(概要)

## 1. 標準信書便約款制定の経緯

- 特定信書便事業を開始するには、信書便法に基づく事業許可の他、信書便約款、信書便管理規程の認可が必要。
- 他方で、「信書の送達」は、物理的な面で見ると「物品輸送」でもあり貨物運送法制の適用を受ける。よって、信書便事業の開始前に同法制に基づく許認可を受ける必要がある。
- その中で信書便約款については、総務省の認可に加え、国土交通省の認可(一般貨物自動車運送事業等の場合)、届出(貨物軽自動車運送事業の場合)が必要とされている。
- 平成27年信書便法改正において、標準信書便約款制度を導入し、標準信書便約款と同一の信書便約款を設定した場合、認可を受けたものとするとしてされた(一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款(平成27年総務省告示第410号)、貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款(平成28年総務省告示第25号)が、これにあわせ、国土交通省においても、同一の文面の標準信書便約款(標準貨物自動車特定信書便運送約款(平成27年国土交通省告示第1163号)、標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成28年国土交通省告示第247号))を定めた。
- これにより、両省共通の標準約款を利用することで、参入者は申請手続に費やすコストを削減することが可能となっている。

## 2. 標準信書便約款の改正

- 平成30年5月に明治32年の商法制定以降実質的な見直しがされていなかった運送・海商法制にかかる部分が改正され、現代用語化されるとともに、運送品の滅失等についての運送人の責任は、その引き渡しの日から1年以内に裁判上の請求がされない時には消滅する規定を設ける等運送全般に関する規定の整備が行われた。
- この改正に伴い、国土交通省と同一文面の標準約款について改正案を検討したもの。

# 標準信書便約款の改正について(概要)

## 3. 標準信書便約款改正の内容

### ○ 信書便約款第31条

商法の運送人の損害賠償責任(改正商法第575条関係)において、損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が①運送人は運送品の受取から引渡しまでの間に生じた運搬品の滅失等による損害を賠償する責任を負うこと、②ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでないこと、と改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

改正案	現行
(責任と挙証) 第三十一条 当社は、 <u>信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。</u>	(責任と挙証) 第三十一条 当社は、 <u>自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。</u>

### ○ 信書便約款第37条

商法の運送人の責任の消滅(改正商法第585条関係)において、①運送品の引渡しの日から1年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅すること(除斥期間)、②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができること、と改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

改正案	現行
(除斥期間) 第三十七条 当社の責任は、 <u>信書便物の配達がされた日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。</u> 2 <u>前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。</u>	(時効) 第三十七条 当社の責任は、 <u>受取人が信書便物を受け取った日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。</u> 2 <u>前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。</u>

### ○ その他所要の改正

商法の現代用語化にあわせた改正(「毀損」→「損傷」等)。

# 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の概要

## 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律について

平成30年6月20日

法務省民事局

平成30年5月18日、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号)が成立しました(同年5月25日公布)。

商法のうち運送・海商法制に関する部分については、明治32年(1899年)の商法制定以来、実質的な見直しがほとんどされていませんでした(なお、「海商」とは、海上運送、船舶の衝突、海難救助、海上保険、船舶先取特権など、海事に関する特別な私法上の規律をいいます。)。また、商法には、片仮名・文語体の表記が多く残っていました。

今回の改正は、商法制定以来の社会経済情勢の変化に対応し、運送・海商法制の現代化を図るとともに、商法の表記を平仮名・口語体に改めるため、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正するものです。

### 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の概要

○ 今回の改正では、まず、陸上運送に関する改正前の商法第2編第8章の規定を海上運送・航空運送及び複合運送(陸・海・空を組み合わせた運送)にも妥当する総則的規律として位置付けることとし、これまで規定を欠いていた航空運送及び複合運送についても、商法の規律を及ぼすこととしています。

○ また、今回の改正では、危険物の運送を委託する荷送人は、運送人に対し、その安全な運送に必要な情報を通知する義務を負うとの規定や、運送品の滅失等についての運送人の責任は、その引渡しの日から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅するとの規定を設けるなど、運送全般に関する規定の整備を行うこととしています。

○ さらに、今回の改正では、船舶の衝突に基づく不法行為による損害賠償請求権のうち、財産権の侵害を理由とするものは、不法行為の時から2年間で時効により消滅するとの規定を設けるなど、海商全般に関する規定の整備を行うこととしています。

○ このほか、改正前の商法のうち「第2編 商行為」の規定の一部(同編第5章から第9章まで)及び「第3編 海商」の規定については片仮名・文語体で表記されていたため、これらの規定を全て現代用語化することとしています。

○ 今回の改正に関するその他の内容については、以下の資料をご覧ください。

■ [新旧対照条文【PDF】](#)

### 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日

今回の改正は、平成31年4月1日から施行されます。

出典:法務省HPより抜粋

# 参照条文

## ○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

### （信書便約款）

第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

### （審議会等への諮問）

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

# 参照条文

○商法(明治三十二年法律第四十八号)

## 第七章 運送取扱営業

### <改正後>

(運送人の責任)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第五百八十五条 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日(運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

### <改正前>

第五百六十六条 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス

③前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五百七十七条 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ為メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百八十九条 第五百六十二条、第五百六十三条、第五百六十六条及ヒ第五百六十七条ノ規定ハ運送人ニ之ヲ準用ス

# 参照条文

## ○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)

### 第二章 貨物自動車運送事業

#### (運送約款)

第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 2 (略)

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

#### (貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者(以下「貨物軽自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

## 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)

### 第四章 貨物軽自動車運送事業

#### (事業の届出)

第三十三条 法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営届出書を提出しなければならない。

#### (略)

#### 四 運送約款

#### (略)

5 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者が標準運送約款と同一の運送約款を定めたときは、第一項の貨物軽自動車運送事業経営届出書に記載することとされている事項のうち同項第四号に係るものについては、同項の規定にかかわらず、記載を省略することができ、貨物軽自動車運送事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、第三項の規定にかかわらず、同項の貨物軽自動車運送事業経営変更届出書の提出があつたものとみなす

資料 59 - 2 - 3

○総務省告示第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十三条第三項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成二十七年総務省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

[2・3 略]

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 [略]

[2・3 略]

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

[5 略]

(指図)

第二十五條 [略]

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。

[3 略]

(事故の際の措置)

第二十七條 [略]

2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。

[二 略]

[3 略]

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

改正前

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り、若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

[2・3 同上]

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 [同上]

[2・3 同上]

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは毀損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

[5 同上]

(指図)

第二十五條 [同上]

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

[3 同上]

(事故の際の措置)

第二十七條 [同上]

[同上]

一 信書便物に著しい毀損を発見したとき。

[二 同上]

[3 同上]

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の毀損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [略]

2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 略]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [同上]

2 当社は、信書便物の毀損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は毀損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、毀損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 同上]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその毀損による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。</p> <p>2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。</p>	<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [同上]</p> <p>2 当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>5 信書便物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(時効)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。</p> <p>2 前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

○総務省告示第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十三条第三項の規定に基づき、貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成二十八年総務省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

[2・3 略]

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 [略]

[2・3 略]

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

[5 略]

(指図)

第二十五條 [略]

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。

[3 略]

(事故の際の措置)

第二十七條 [略]

2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。

[二 略]

[3 略]

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

改正前

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り、若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

[2・3 同上]

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 [同上]

[2・3 同上]

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは毀損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

[5 同上]

(指図)

第二十五條 [同上]

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

[3 同上]

(事故の際の措置)

第二十七條 [同上]

[同上]

一 信書便物に著しい毀損を発見したとき。

[二 同上]

[3 同上]

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の毀損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [略]

2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 略]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(事故証明書の発行)

第二十九条 [同上]

2 当社は、信書便物の毀損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は毀損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、毀損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

[一〇八 同上]

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその毀損による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しま

<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。</p> <p>2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。</p>	<p>せん。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p>第三十五条 [同上]</p> <p>2 当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>5 信書便物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p>第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(時効)</p> <p>第三十七条 当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日(信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日)から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。</p> <p>2 前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。